

お客様へのご案内（国内旅行）



広島県知事登録旅行業第2-157-一般社団法人全国旅行業協会正会員
(2019年10月1日改定)

この度は、株式会社中央トラベルをご利用くださいましてありがとうございます。

弊社では、お客様のご依頼によって旅行の手配をお引き受けする場合、お客様から申し受けるお申込金・旅行業務取扱料金等については、のご案内に記載された条件によってお引き受けいたします。内容にご不明な点がございましたら、当営業所の旅行業務取扱管理者又は係員までおたずねください。

(この書面は、旅行業法第12条の4に基づき旅行者に交付する取引条件説明書面の一部であり、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5及び観光庁認可の弊社旅行業約款(手配旅行契約の部)第10条による契約書面の一部となります。また、のご案内に記載のない事項については弊社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。)

1. 国内手配旅行契約のお申込み

弊社は、お客様のご希望に添ったご旅行の手配を承ります。その際、ご旅行のお申込金として、旅行代金の20%相当額以上又は旅行代金の全額をお預かりいたします。お申込金は、旅行代金・取消料等お客様が弊社にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱いいたします。

弊社は、書面による特約をもって、お申込金のお支払いを受けることなく、お申込みをお引き受けすることがあります。

乗車券類や宿泊券類などの単一手配においては、口頭(お電話)によるお申込みをお引き受けすることがあります。

2. 旅行業務取扱料金(国内手配旅行契約)

弊社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする必要な予約の手配、旅程表・見積書の作成、クーポン券類の発券・確認券券(お客様ご自身の手配によるご予約を弊社の責任において確認しクーポン券類を発券すること)、お客様のご都合による変更、取消などに対して、次の表に定める旅行業務取扱料金を申し受けます。なお、次の表中にある宿泊には、住宅宿泊事業法に規定する住宅に宿泊する場合を含みます。

(1) 取扱料金

個人・グループ(7人以下)の旅行に係る取扱料金	①	運送・宿泊機関、その他のサービス提供機関等を複合して手配する場合	お客様が旅行サービスの提供を受けるための旅行費用合計額の	11%以内
	②	宿泊を単独で手配する場合	宿泊機関1件につき (同一施設に連泊となる場合は「1件」とします。)	550円
	③	運送機関《私鉄線・路線バス・フェリー・遊覧船等》を単独で手配する場合	運送機関1件につき	550円
	④	運送機関《貸切の自動車・私鉄線・船舶等》を単独で手配する場合	お客様が運送サービスの提供を受けるための旅行費用合計額の	11%以内
	⑤	運送機関《国内航空》を単独で手配する場合	1人1区間につき	880円
	⑥	観光・入場・拝観・食事、その他のサービス、②～⑤の手配に付随する旅行サービス等を手配する場合	お客様が旅行サービスの提供を受けるための旅行費用合計額の	11%以内
8人以上の団体旅行に係る取扱料金			お客様が旅行サービスの提供を受けるための旅行費用合計額の	22%以内
住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者から收受する住宅宿泊仲介業務に関する取扱料金			お客様が住宅宿泊サービスの提供を受けた宿泊費用合計額の(下限は550円)	5.5%

(2) 変更・取消に係る取扱料金

変更手続料金 (手配内容の一部又は全部を変更する手配をおこなう場合)	個人・グループ(7人以下)の旅行に係るもの	①	運送・宿泊機関、その他のサービス提供機関等を複合して手配するもの	変更、取消された旅行サービス提供機関に係る旅行費用合計額の	11%以内
		②	宿泊を単独で手配するもの	宿泊機関1件につき	550円
		③	運送機関《私鉄線・路線バス・フェリー・遊覧船等》を単独で手配するもの	運送機関1件につき	550円
		④	運送機関《貸切の自動車・私鉄線・船舶等》を単独で手配するもの	変更、取消された旅行サービス提供機関に係る旅行費用合計額の	11%以内
		⑤	運送機関《国内航空》を単独で手配するもの	1人1区間につき	880円
		⑥	観光・入場・拝観・食事、その他のサービス、②～⑤の手配に付随するサービス等を手配するもの	変更、取消された旅行サービス提供機関に係る旅行費用合計額の	11%以内
取消手続料金 (手配内容の一部又は全部を取消する手配をおこなう場合)	8人以上の団体旅行に係るもの			変更、取消された旅行サービス提供機関に係る旅行費用合計額の	22%以内

3. 旅行相談料金(旅行相談契約)

弊社は、お客様のご希望により、ご旅行日程の作成、ご旅行費用見積書の作成、運送・宿泊機関、観光施設などに関する旅行情報の提供などのご旅行相談を承ります。ご希望の方は所定の申込書によりお申込みください。契約は、弊社が契約の締結を承諾したときに成立いたします。お引き受けする場合は、次の表に定める旅行相談料金を申し受けます。これらの料金は旅行契約を締結されない場合、旅行契約を解除される場合、旅行相談契約を解除される場合でも申し受けます。

旅行相談料金	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで) 以降30分ごと	5,500円 3,300円
	(2) 旅行の計画、旅程表の作成	1件につき	5,500円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り、見積書の作成	1件につき	5,500円
	(4) 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき	4,400円
	(5) お客様の依頼による出張相談(交通実費等は別途)	上記(1)から(4)までの料金に	5,500円増

4. 空港等への送迎サービス料金(派遣した係員等の交通費・宿泊費等の必要な経費は別途実費を申し受けます。)

空港等への送迎サービス	(1) 広島空港・広島駅・広島港	派遣した社員等1名につき	11,000円
	(2) (1)以外の日本国内の空港等		16,500円
	(3) (1)(2)を22時から翌朝5時までの間、日曜日・祝祭日・年末年始等に行うとき		5,500円増

5. 添乗サービス料金(添乗員の交通費・宿泊費、その他添乗員が同行するために必要な経費は別途申し受けます。)

添乗サービス料金	添乗員1名1日につき	33,000円
----------	------------	---------

6. 通信連絡料金(電話料・通信費・送料等の通信実費は別途申し受けます。)

お客様のご依頼により特別又は緊急に手配・変更・取消等のために通信連絡を行った場合	1件につき	5,500円
------------------------------------------	-------	--------

(注1) 記載の各種料金は、全て消費税込みで表示いたしております。

(注2) 2. (2)の変更・取消に係る旅行業務取扱料金は、運送・宿泊機関等が定める取消料・違約料・払戻手数料等とは別に申し受けます。

(注3) 旅行契約成立後、お客様のご都合によってご旅行を中止される場合、クーポン券類又は日程表・見積書等をお引き渡す前・後にかかわらず、弊社が当該旅行の手配の一部または全部を終了しているときには、これに係る2.～6.の料金を申し受けます。

(注4) 変更・取消のお申し出は、弊社の営業時間内にご連絡をいただき、弊社がお引き受けした場合に有効といたします。(弊社の営業時間外にFAX等でご連絡いただいた場合は、翌営業日の営業開始時間に申し出があったものとさせていただきます。)

(注5) 上記料金は、旅行を中止される場合、及び、当該手配等を取り消される場合においても払い戻しいたしません。

(注6) 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。それらの通信実費を別途申し受ける場合があります。

(注7) 変更・取消によりお客様にご返金が生じた場合の返金に伴う費用は、お客様のご負担とさせていただきます。